

家族法の差別的規定改正の早期実現を求める会長声明

選択的夫婦別姓や婚外子の相続分差別撤廃等に関する家族法の改正は、1996年（平成8年）に法制審の答申が出されながら、現在においても実現していない。

婚姻による改姓を行うのは、現実には多くの場合女性であり、その結果多くの女性が社会生活上の不利益を被っている。個人のアイデンティティとして婚姻前の姓を名乗るという選択は、憲法13条等に照らし十分に尊重されるべきである。先進国では、婚姻後の夫婦同姓を強制しているのは日本のみであり、また、2009年（平成21年）9月以降に複数の新聞社により実施された調査ではいずれも選択的夫婦別姓の導入に賛成の意見が反対の意見を上回った。政府及び国会は、国民の声を真摯に受け止めるべきである。

婚外子の相続分差別の撤廃も国際的な趨勢である。婚外子の相続分差別は、子自身の意思や努力によって如何ともし難い事実をもって行われる差別であり、憲法14条及び24条2項に反することは明らかである。最高裁においても相続分差別を撤廃すべきであるという意見が繰り返し述べられている。

さらに、女性のみ課される再婚禁止期間についても科学技術の発達により、規定の根拠は失われており、婚姻年齢の統一も今や憲法14条及び24条2項から当然に要請される場所である。

1993年（平成5年）以来、日本政府は国連の各委員会から家族法の改正を行うよう繰り返し勧告を受けており、さらに2009年（平成21年）には女性差別撤廃委員会から、再度、家族法の早期改正を行うよう厳しい勧告を受けている。

本会は、今国会において、選択的夫婦別姓の導入をはじめ、家族法の差別的規定の改正が速やかに実現されることを強く求める。

2010年（平成22年）3月25日

大阪弁護士会

会長 畑 守 人